

株式会社ツバキ・ナカシマ

公表日：2021年3月31日

サステナビリティ・リンク・ローン

ESG推進室

担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター（R&I）は資金調達者をつばき・ナカシマ、資金提供者をりそな銀行とするサステナビリティ・リンク・ローンについて、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020年版」の「サステナビリティ・リンク・ローンに期待される事項」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1)資金調達者の包括的な社会的責任に係る戦略とSPTとの関係

ツバキ・ナカシマはモノづくり企業として「安全・品質・環境」を経営の最優先とし、社会や地域とともに自然と調和を図りながら事業活動を推進してきた。同社が販売するセラミックボールは過去から使用されてきた鋼球と比べて軽量かつ高い強度を持ち、寿命も長い。金属でないため絶縁性が高く、耐摩耗性、耐熱性、耐食性にも優れており、各種製品の省エネルギーに貢献できる。SPTに設定したセラミックボールの販売を伸ばすことは、エネルギーパフォーマンスと環境パフォーマンスを改善する製品とサービスを提供する同社のサステナビリティ戦略と合致している。

(2)SPTの設定と資金調達者のサステナビリティの改善度合いの測定

SPTで設定する2023年のセラミックボールの売上高（連結ベース）は8,254百万円で、2020年と比べて30億円（57.2%増）の上乗せとなる。顧客セグメント、用途別の振れはあるものの、年50億円程度が現状の実力とみられる。目標の達成には既存用途向けの強化と、風力発電やEV自動車など、市場の拡大が期待される用途向けに注力することで、社会への貢献と自社ビジネスの成長を両輪で実現していく。2020年において風力発電向けの売り上げはなく、EV自動車向けも少額にとどまるなど、現状の水準からみて相当の努力が必要と考えられる。セラミックボールは寡占市場ではなく、競合他社の他、代替技術の脅威にもさらされている。鋼球と比べて価格も高く、性能は良くても需要先が選んでくれるとは限らない。こうした点も考慮すれば、2023年の目標達成は非常に野心的な取り組みといえる。

(3)レポーティング

ツバキ・ナカシマはセラミックボールの連結ベースの売上高について年1回、りそな銀行に報告書を提出するとともに、決算説明会等において投資家に情報開示する予定。

(4)レビュー

ツバキ・ナカシマは第三者であるR&Iにサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性について確認することを依頼し、りそな銀行がこれを承認している。SPTの指標はツバキ・ナカシマが別途依頼する第三者機関が検証している。

1. 資金調達者の包括的な社会的責任に係る戦略と SPT との関係

評価対象の「資金調達者の包括的な社会的責任に係る戦略と SPT の関係」は以下の (1)、(2) の観点からサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

(1) 包括的な社会的責任戦略と SPT

① 資金調達者の包括的な社会的責任に係る戦略

ツバキ・ナカシマはモノづくり企業として「安全・品質・環境」を経営の最優先とし、社会や地域とともに自然と調和を図りながら事業活動を推進してきた。不良品ゼロ、アクシデントゼロ、環境影響ゼロの達成とエネルギーパフォーマンスの改善を目標に掲げている。経済的に可能な方法で負の影響を減らすために、エネルギーパフォーマンスと環境パフォーマンスを改善する製品とサービスを提供することによって、安全・環境・エネルギー基準の継続的改善を図るべく生産プロセスを追求している。

ツバキ・ナカシマはサステナビリティ活動のフレームワークとして 5 つのマテリアリティ（生産性向上、知の創造、生活の質の向上、脱炭素社会の実現、循環型社会の実現）を設定し、世界最高水準の製品・製造技術を継続的に進化させ、地球環境へ貢献し続けることを目標としている。製造にあたって職場の環境及び安全衛生の保全を保証するためにできることのすべてを実践し、廃棄物においても極小化するよう配慮がなされている。

事業は軸受用鋼球、セラミック球、超硬合金球、ガラスボール、プラスチック球、カーボン鋼球などの各種産業用精密ボールや、円錐ころ、円筒ころ、球面ころなどの軸受用及び各種産業用精密ローラー、リテーナー、ボールねじ及び送風機等の製品、医療用を含むプラスチック射出成型品をグローバルに製造販売している。2 万種類を超える高品質な精密ボール、精密ローラー、ボールねじなどの商品群はベアリングなど回転を要する製品用途に使用され、最終的な商品は一般産業用、半導体産業、自動車用、医療用など多岐にわたる。

製品の品質向上は多くの商品において省エネルギーや耐久性の向上につながる。ツバキ・ナカシマが取り組む品質の向上は環境に貢献することにつながっている。

② サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (SPT)

SPT は下記の通り設定された。

SPT：2023 年 12 月期のセラミックボールの売上高（連結ベース）8,254 百万円を達成する。

③ サステナビリティ目標と SPT の関係

セラミックボールは過去から使用されてきた鋼球と比べて軽量かつ高い強度を持ち、寿命も長い。金属でないため絶縁性が高く、耐摩耗性、耐熱性、耐食性にも優れたセラミックボールは、各種製品の省エネルギーに貢献できる。今後は風力発電や EV 自動車および医療分野向けに伸びが期待される。

ツバキ・ナカシマは経済的に可能な方法で負の影響を減らすために、エネルギーパフォーマンスと環境パフォーマンスを改善する製品とサービスを提供する方針であり、環境面への貢献を高めるためセラミックボールの販売高を伸ばしていくことを目標に据えている。

上記①、②および③について、ツバキ・ナカシマは包括的な社会的責任に係る戦略に定めているサステナビリティ目標と、その目標が SPT と整合することをりそな銀行に明確に伝えている。

■セラミックベアリングとスチールベアリングの比較

項目	ハイブリッドベアリング	スチールベアリング
	(セラミックボール使用)	(鋼球使用)
素材	窒化ケイ素 (Si ₃ N ₄)	軸受鋼(SUJ2)
重量	軽量	—
熱膨張	小	大
変形	小	大
耐腐食性	高い 特殊環境下での使用が可	低い
絶縁性	極めて高い(絶縁体)	低い(誘導体)
回転摩擦	摩擦による温度上昇が小さい	変形が大きいため接触面が大きくなり摩擦による温度上昇が大きい

[出所：ツバキ・ナカシマ受領資料より R&I 作成]

(2) 資金提供者への事前説明

ツバキ・ナカシマは 2021 年 3 月に、セラミックボールの連結ベースの売上高と目標を資金提供者に開示した。SPT はこの文脈の中に位置づけている。

2. SPT の設定と資金調達者のサステナビリティの改善度合の測定

評価対象の「SPT の設定と資金調達者のサステナビリティの改善度合の測定」は以下の (1) ~ (4) の観点からサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

(1) SPT の設定方法

ツバキ・ナカシマとりそな銀行は SPT の客観性、計画の妥当性、レポーティングなどを踏まえて貸出条件を交渉し SPT を設定した。

(2)SPT の内容

■ 年別のセラミックボール売上高と計画（億円）

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
実績	実績	実績	実績	実績	計画	計画	計画
48	61	65	53	53	55	63	83

[出所：ツバキ・ナカシマ受領資料より R&I 作成]

セラミックボールビジネスについて、「2025年売上高100億円」を長期目標として掲げており、それを達成するため「2023年売上高8,254百万円」をSPTとした。2020年と比べて30億円（57%増）の上乗せとなる。過去の売上高ピークは2018年の65億円となっているが、当該年に一般産業用や工作機械向けの特需が発生したことが要因で、顧客セグメント、用途別の振れはあるものの、年50億円程度が現状の実力とみられる。

目標の達成に向けて既存用途向けの強化と、風力発電やEV自動車など、市場の拡大が期待される用途向けに注力することで、社会への貢献と自社ビジネスの成長を両輪で実現していく。2020年において風力発電向けの売り上げはほぼなく、EV自動車向けも少額にとどまっているなど、現状の水準からみて相当の努力が必要と考えられる。

セラミックボールは寡占市場ではなく、競合他社のほか代替技術の脅威にもさらされている。鋼球と比べて価格も高く、性能は良くても需要先が選んでくれるとは限らない。こうした点も考慮すれば、2023年の目標達成は非常に野心的な取り組みといえる。

SPTはツバキ・ナカシマのビジネスにおけるマテリアリティ（重要課題）に関連した野心的かつ有意義なもので、事前に設定するSPTのベンチマークに関連してツバキ・ナカシマのサステナビリティの改善に結びつけられている。SPTは貸出期間にわたって適用され、ツバキ・ナカシマの企業活動が環境や社会にもたらすポジティブ及びネガティブなインパクトを包括的に捉え、全体としてサステナビリティに関連するポジティブなインパクトが大きいものとなっている。

(3)貸出条件等との連動

各利払い期間中に適用される金利スプレッドは、SPTの目標を達成した場合、目標未達の場合の2通りで設定される。

(4)SPTの適切性

SPTの適切性については独立した第三者であるR&Iからセカンドオピニオンを取得している。セラミックボールの売上高については第三者検証を受けている。

3. レポーティング ～ 資金提供者への報告及び一般的開示 ～

評価対象の「レポーティング」は以下の観点からサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

- ツバキ・ナカシマはセラミックボールの連結ベースの売上高について年1回りそな銀行に報告する予定。これにより、りそな銀行はSPTの達成状況に関する最新の情報を入手できる。
- ツバキ・ナカシマは今回の資金調達にサステナビリティ・リンク・ローン原則に基づくものであることを表明することを企図している。SPTに関する情報を一般に開示することにより透明性を確保する。

4. レビュー ～ 外部機関によるレビュー ～

評価対象の「レビュー」は以下の観点からサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合している。

- ツバキ・ナカシマはサステナビリティ・リンク・ローンのフレームワークの「1. 資金調達者の包括的な社会的責任に係る戦略とSPTとの関係」、「2. SPTの設定と資金調達者のサステナビリティの改善度の測定」、「3. レポーティング」に関して客観的評価が必要と判断し、外部機関であるR&Iにレビューを依頼した。R&Iは評価対象のサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性について確認のうえ、セカンドオピニオンを作成した。りそな銀行はR&Iがセカンドオピニオンを作成することを承諾している。
- SPTの指標はツバキ・ナカシマが別途依頼する第三者機関が検証する。R&Iはこれに依拠してセカンドオピニオンを作成している。
- ツバキ・ナカシマはレビュー結果をりそな銀行に報告する。R&Iはセカンドオピニオンをウェブサイトに開示する。SPTの指標はツバキ・ナカシマのウェブサイト等を通じて一般に開示される。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。